

広島サイクルクラブ会則

(名 称)

第1条 本会は、広島サイクルクラブ（以下「クラブ」という。）という。

(運 営)

第2条 クラブは、日本写真判定株式会社が運営し、事務所を広島事業所（広島県広島市南区宇品海岸3-6-40）に置き、クラブの練習場は、広島競輪場を主体とする。

(目 的)

第3条 クラブは、あらゆる年代の会員が自由に自転車競技に親しむことができる環境を整備し、会員相互の親睦を深め、健康維持・増進を目指すとともに、自転車競技の魅力を地域に配信し、幅広く自転車競技者層の拡大を図ることを目的とする。

(関係団体との協力)

第4条 クラブは、運営の円滑を図るため、関係団体の協力を仰ぐとともに、必要に応じ活動の一部を委託することができる。

(事 業)

第5条 クラブは、目的を達成するため会員を募り、次の事業を行う。

- (1) 自転車競技の練習とそれに必要な体育・自転車の知識などを指導すること。
- (2) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

(練 習)

第6条 練習実施日及び練習時間は、原則として毎週日曜日の13時から16時までとする。

なお、やむを得ない理由がある場合は、練習実施日及び練習時間、練習回数を変更する場合がある。

- 2 悪天候等で走路使用ができない場合は、その他の場所での練習に変更する。
- 3 技能指導を担当する者（以下「係員」という。）は、自転車競技経験者とする。

(会員及び会員心得)

第7条 会員とは、自転車競技を愛好する者で、入会申込書を提出し、クラブが入会を認めた者をいう。なお、未成年の場合は保護者の承認を得るものとする。

- 2 会員は、自転車競技の練習に使用する機材等の貸与を受け、クラブが行う活動に参加することができる。
- 3 会員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) クラブの諸規則を守り、係員の指示に従って行動すること。
 - (2) 貸与された機材等について、責任を持って管理をすること。
 - (3) レーサーシューズで走路内を歩かないこと。

広島サイクルクラブ会則

(機材の貸与及び取扱い)

第8条 会員は、クラブが行う活動の都度、有償で次の機材の貸与を受けることができる。

- (1) 競技用自転車
- (2) ヘルメット
- (3) その他練習に必要な機材（発走機等）

※貸与できる競技用自転車・ヘルメットについては数に限りがあり、貸与できない会員は活動に参加できない。

レンタル品	料金 (高校生以下は無料)
競技用自転車	500円
ヘルメット	100円

- 2 会員は、機材の貸与を受けようとするときは、係員にその旨申し出て指示に従うものとする。
- 3 会員は、活動終了後、機材の整備点検を行い係員に返納するものとする。
- 4 会員は、貸与機材を使用するときは、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 自転車の使用場所は走路又は室内練習所とし、その他の場所では使用しないこと。
 - (2) 自転車に乗車し練習するときは、必ずヘルメットを着用すること。

(自転車傷害保険の加入)

第9条 会員は、クラブの練習日における事故・負傷に備え、自転車傷害保険に加入するものとする。

(応急救護等)

第10条 会員が、クラブ活動の参加中に負傷又は発病したときは、係員が応急救護を行う。

- 2 傷病のために要する治療費は、会員の自己負担とし、クラブは負担しないものとする。
- 3 応急救護とは、本人が自力で歩くことができ、意識がはっきりしている状態での応急措置をいう。

(会員資格の取消)

第11条 クラブは、会員が次の事項に該当する行為を行ったときは、会員の資格を取消することができる。

- (1) 会則に定められた事項を遵守しない場合
- (2) 係員の指示に従わない場合
- (3) 会員としての名誉を著しく汚す行為があったとき。

(個人情報の取扱い)

第12条 個人情報の取扱いについては、適切にクラブが管理する。

- 2 クラブは、よりよい活動を行うため、必要な範囲内において個人情報を関係団体等に提供する場合がある。この場合、提供先には個人情報保護の法令を遵守させ、クラブが提供先の個人情報の管理責任を負うものとする。

広島サイクルクラブ会則

(会費及び保険料)

第13条 会費及び保険料については以下のとおりとする。

会費 (保険料含む)	年齢	年間パスポート	1回参加
	大人(18歳以上)	8,000円	500円
	高校生	5,000円	300円
	中学生以下	4,000円	200円

附則 この会則は平成29年4月1日から施行する。